

# 新潟市民病院収支改善支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書

## 1 委託業務名

新潟市民病院収支改善支援業務

## 2 目的

新潟市民病院（以下「本院」という。）は、公立病院経営強化プランとして位置付けている「中期計画（令和4年度～8年度）」に基づき経営改善に取り組んでいたが、医業収益の伸び悩み、昨今の物価高騰、人事委員会勧告を踏まえた給与改定などの影響により経営状況が大きく悪化している。

そのため、早急に収支を改善する必要があることから、以下の業務を委託する。

## 3 業務内容

### （1）収支改善計画の策定及び実行支援

#### ● 期間

令和7年7月末日までに同計画を策定。その後令和8年3月末日まで実行支援を行う。

#### ● 項目

##### ○ 収益増加に向けた対策と実行支援

（増加収益の一定割合の費用増は容認）

（例）

- ・ レセプト診断等による施設基準・加算の適正化に向けた実行支援による入院単価の増
- ・ 適正なベッドコントロールに向けた現状の課題の整理、その対応策の策定及び実行支援
- ・ 本院の下り搬送における課題整理と対応策の策定及び実行支援
- ・ 紹介元医療機関との連携強化のための課題整理と対応策の策定及び実行支援による新規紹介患者の増

##### ○ 費用の削減に向けた対策と実行支援

（例）

- ・ 同規模他病院との比較等による委託料等経費の見直し・適正化
- ・ 業務オペレーションの見直しや同規模他病院との比較による適正な人員配置案の作成及び実行支援

● 特記事項

- この計画は、別紙「病院事業債（経営改善推進事業）の取扱いについて（通知）」で求められる「経営改善実行計画」の要件も兼ね備えること。  
（「資金不足が発生した要因の分析」は「収支が悪化した要因の分析」に読み替えることとし、「資金不足解消の見通し」、「収支計画」は除く。）
- 適正な人員配置案の作成及びその実行支援は必ず盛り込むこと。
- 業務遂行にあたっては、コンサルタント自ら医療職を含む本院職員及び委託業者などの外部関係者と協議・調整すること。
- 将来的に本院職員が自ら経営改善を継続できるよう、業務遂行を通じて助言・支援・育成を行うこと。

4 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、「3 業務内容」の「(1) 経営改善計画の策定及び実行支援」における収支改善計画は、収支改善予定額を含め令和7年7月31日までに提出すること。

なお、本業務が円滑に履行され、実行支援の実績が良好な場合は、次年度以降も引き続き委託することがある。

5 実施場所

本院及びその他必要と判断される場所とし、双方の合意がある場合はオンラインでの対応も可とする。

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、本院と協議のうえ業務予定表を提出すること。
- (2) 本院が求められている「重症、専門、救急」といった役割や、病床規模、本院の医療圏の状況を前提に業務を行うこと。
- (3) 本業務従事者は、一般病床300床以上の公立病院（地方独立行政法人立含む）での経営改善業務の経験を有すること。
- (4) 必要に応じて本院の職員とコミュニケーションを図り、現場の状況を的確に把握すること。
- (5) 業務遂行にあたっては、受託者が過去に受託した他病院での改善事例等を参考に、受託者の創意工夫やノウハウを十分に反映させた内容の提案を行うこと。
- (6) コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組を徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持に留意すること。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない
- (8) 業務遂行の際に生じた疑義や仕様書に定めのない事項については、本院と受託者が協議し決定する。

## 7 成果物

収支改善計画及び当該計画に基づいて実施した実行支援報告書(データ及び紙1部)  
なお、業務実施に伴い作成した資料やデータも併せて提出すること。

## 8 情報データ等の取扱い

- (1) 情報データ等の取扱いに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本院から交付する情報及びデータ並びに本業務の遂行上知り得た情報及びデータは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件とし、受託者は情報及びデータが第三者に漏洩しないよう注意をもって取り扱うとともに、情報及びデータを本業務の目的以外の目的で利用、複写又は複製しないものとする。
- (3) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、本院に帰属し、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本院の承諾を必要とする。

## 9 その他

収支改善計画は、7月末までに収支改善予定額の設定とその実行支援策を盛り込んで策定し、その後実行支援を行い、年度末に完了するものとする。